

かすみがうら市議会総務委員会会議録

平成30年3月6日 午後 1時55分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	川 村 成 二
副委員長	櫻 井 繁 行
委 員	藤 井 裕 一
委 員	鈴 木 良 道
委 員	小松崎 誠

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

理 事	西 山 正
総 務 部 長	小松塚 隆 雄
企画監（防災安全担当）	廣 原 正 則

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	齋 藤 邦 彦
-----------	---------

議 事 日 程

平成30年3月6日（火曜日）午後 1時55分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 設備投資に係る新たな固定資産税特例について
 - (2) その他
3. 閉会中の所管事務調査について
4. 閉 会

開 議 午後 1時55分

○川村成二委員長

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから総務委員会を開きます。
書記を指名します。議会事務局齋藤係長を指名いたします。
それでは、早速、本日の日程事項に入ります。
初めに、設備投資に係る新たな固定資産税特例についてを議題といたします。
説明を求めます。
理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

それでは、早速、説明をさせていただきます。
本日は、資料として3種類ご用意させていただきました。
オレンジ色で右肩に中小企業庁のマークが入っている両面刷りのチラシ、それから、設備投資に係る固定資産税特例についてということで、経済産業省中小企業庁の名称が入りました30年2月付けの詳細資料、それから、もう1枚、こちらのほうで調整をいたしました固定資産税の現行の市の特例と、それから新たに導入を検討しております新制度の比較の1枚紙の3種類を配布しております。
まずは、このチラシのほう、中小企業庁の「中小企業の設備投資を支援します！」というタイトルが入りましたチラシに基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。
今般、中小企業庁、経済産業省のほうで、国の生産性向上特別措置法案、これは今の国会に上程されているものでありますけれども、この法案に基づきまして、そちらのチラシの上のほうに記載されていますように、今後3年間で中小企業の設備投資の集中投資機関と位置づけまして、市町村がそれらの設備投資について、固定資産税、これは償却資産に限りますけれども、こちらの税率をゼロにすることによって、新たな設備投資を促進していこうという制度が、国によって導入されようとしております。
この制度につきましては、市町村のほうで設備投資に関する税率を、これから3年間2分の1からゼロにするという選択のもとに行われる制度となっております。したがって、市町村によっては、こういった新制度を導入しない自治体もあるかと思いますが、本市につきましては、ぜひ、今回、この新しい法律に基づく地方税の特例を導入いたしまして、市内の中小企業の設備投資を進めてまいりたいと考えているところであります。

制度の概要につきましては、チラシの真ん中の左側にスキームが載っております。

国、市区町村、中小企業というふうになっておりますけれども、まず、国のほうがこの制度に係る指針を、もちろん法律の成立が前提となりますけれども、指針を策定いたします。この指針を踏まえて市区町村のほうで導入促進基本計画という計画をつくります。この基本計画にのっとった形で、中小企業が新たな設備投資を進めるに当たって、市区町村に申請を行いまして、その設備投資の内容について、市区町村の基本計画にかなったものであるという認定を受けたものについて、先ほどもお話ししました償却資産の固定資産税がゼロになるというものでございます。

その図の右側に、「POINT!」ということを書いてありますけれども、ポイントの2つ目をご覧ください。

年率3%以上の生産性の向上を見込む設備の導入が対象になりますということが書いてございます。これは、中小企業の設備投資といったものに全てが対象になるわけではございませんで、あくまでも生産性の向上に資するものを、自治体としてこれを認定して、特例の対象にしていくということでございます。

3点目、固定資産税の特例率をゼロとした地域で、この措置の対象となる事業者については、国の各種補助金において、その点も加味した優先採択を行うことになっております。

今回の措置、非常に異例のものでございまして、通常、こういった税制で設備投資を促すという措置については、あくまでも税制でという対応になっているのですが、今回は集中投資期間と位置づけて、国としてできることは何でもやるという取り組みになります。したがって、これは極めて異例のことですけれども、税制と補助金を組み合わせまして、例えばかすみがうら市で税率をゼロにする条例を導入した場合に、かすみがうら市内で生産設備投資を行う事業者が、例えば国のものづくり補助金ですとか、IT導入補助金ですとか、補助金の種類はこのチラシの裏面の下のほうに書いてございますけれども、こういった補助金を合わせて使いたい、それによって設備投資のコストを下げたいという場合には、こういった補助金の優先採択を適用するという、組み合わせで設備投資を進めるということになっております。

もちろん対象設備についても要件がございますし、何よりも、市区町村のほうでどういう設備を対象にするのかという計画づくり、こういったことも必要になってまいりますので、全てが全て税率がゼロになる、あるいは補助金の優先採択の対象になるわけではありませんけれども、こういった特例を導入することによって、今、中小企業は人手不足あるいは経営者の高齢化が進む中で、なかなか生産性が上がらないという厳しい状況にあります。こういった状況を打開していく一助になるのではないかと考えているところです。

詳しくは、次の経済産業省中小企業庁の2月付けのクレジットの資料に内容が載っております。

またお時間のあるときに、お目通しいただきたいと思いますが、一番最後のページに、この特例の導入スケジュールが掲載されておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

一番左側の欄に法案の審議状況、その下に経済産業省としての取り組みあるいは補助金のスケジュールということを書いてございます。一番下が市町村の対応というスケジュールになります。

法案につきましては、先ほどお話ししましたように、今、国会にかかっている状況で、見込みとしては5月に成立・公布、6月施行ということになっております。

これを受けて、経済産業省としましては、まず市町村に、今回法律が通った場合に固定資産税をゼロにする条例を導入しますか、しませんかというアンケート調査を行っております。

なぜ、こういった調査を事前に行うかといいますと、この後、このものづくりサービス補助金のほ

か、経済産業省の補助金の公募が始まります。

先ほどお話ししましたように、ゼロ条例をつくった自治体の企業さんについては、補助金の優先採択という特例があると。そういった場合に、中小企業としては、自分の自治体がどういう条例をつくるかということは、なるべく早く知っておきたいわけです。したがって、国のほうがこの市区町村の意向調査を行って、この結果を3月の末ごろに公表をすることをもって、中小企業の補助金活用も促していきたいという、これもまた極めて異例な措置が、今回とられております。固定資産税自体をゼロにするという条例については、これは国のほうからの説明ですと、6月の議会に間に合うように準備をして、6月の議会で可決をすることで、制度を実施していただきたいという説明を受けておりますけれども、それに先立って、自治体の意向を明らかにしておく必要があるということでございます。

これを受けて、先般、2月の下旬に、国のほうから市区町村向けのアンケートが到達してきております。本日、このご説明の内容につきましてご了解をいただきましたら、我々としては、かすみがうら市としてゼロ条例をつくっていくということで回答をさせていただくつもりでおります。

その内容が3月の末ごろに国のほうから公表されて、恐らく、極めて異例の措置ですから、ニュースになる可能性が高いと思っております。そのニュースを見た企業の皆様、あるいは我々もこれのPRをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、市内の企業の皆さんに情報を届けまして、補助金の活用、あるいはこれからつくっていく条例の活用につなげていきたいと思っておりますのでございます。

最後に、固定資産税をゼロにするという特例は、もう既に市のほうでも企業立地に絡めまして導入しております。こういった制度とどういう違いがあるのかというのを簡単にまとめさせていただいたのが、3点目の資料になります。

一言で言いますと、今回の新制度につきましては、中小企業、しかも規模の小さい資本金が1億円以下、従業員数1,000人以下の中小企業にのみ適用されまして、大企業については従来の市の条例、こういったものが適用されてくるのかなという仕分けになると思います。

あるいは、その他の要件のところを見ても、既存の制度につきましては、投資額要件が、これは今回の定例会でご審議いただく改正点になりますけれども、投資額要件が総額1億円以上であったり、それから、これは先般の定例会で可決いただいた新規の雇用要件というものがついていたりということで、新制度よりも既存制度のほうが、かなり規模の大きい、従業員数も多いような企業が活用するものであって、新制度は基本小さい中小企業にご活用いただけるのではないかなというふうに考えて、仕分けをしておるところでございます。

長くなりましたが、以上、説明とさせていただきます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。

また新しい国の施策ということで、いち早くかすみがうら市も取り入れるということで、ぜひ固定資産税のゼロ条例の策定というか、決定に向けて動いてほしいなと思いますし、アンケートのほうも、国のほうに、僕としては、すぐゼロ条例を行うということで回答してほしいなというふうに思います。

また、中小零細企業に向けての一番の施策でしょうから、非常にありがたいことであると思いますし、商工会なんかに、よく周知していただいて勧めていただいて、有効な活用ができればと思っています。

その中で、西山理事の説明の中で、自治体というか市町村ごとに対象とする設備が違っていたりとか、生産性の向上に値するというか、資するものというの、多少自治体ごとに対象が変わってくるのかなというふうに思うんですけども、かすみがうら市としては、どういうところを対象に考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

ご説明いたします。

まず、結論から言いますと、なるべく市内で事業を行っている皆さんが幅広く対象になるような計画づくりにしたいとは思っております。

ただ、市の計画というのは、やはり、メリハリを考えてつくるべきものというふうにも思っておりますので、先般よりご説明しております地域未来投資促進法、あちらの基本計画、当市としては2本持っておりますけれども、そこで対象になっているような業種については、必ず取りこぼすことがないように、今回つくる導入促進基本計画ですか、こちらの対象にしていきたいと思っております。

もう1点申し上げますと、商工会には、先般、国の中小企業予算、29年度の補正と30年度の当初予算がある程度明らかになった時点で、当市から経済産業省に出向している稲垣という者を呼びまして、商工会で施策説明会をやらせていただいております。

青年部の方を中心にお話を聞いていただきまして、その際に、当市がやるかどうかというところは留保しながらも、今回、こういった税の特例が導入されますというお話もいたしました。そうしたところ、何社かの企業から、ぜひかすみがうら市としてもこういうものを取り入れてほしいというお話も、生の声も伺っております。そういう皆さんが、実は地域で洋服の縫製をやっている会社であったり、あるいはサービスを提供しているものづくりではない企業であったりというところで、かなり、業種としてはいろいろな業種が、こういった設備投資の意欲が高いんだなという印象を受けておりますので、冒頭申したことに返るんですけども、できるだけ幅広い業種が対象になるように制度設計をしていきたいと思っています。

○櫻井繁行委員

わかりました、ありがとうございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

この資料を見ますと、国の総予算が1730億円ということで、条例を制定してその補助金を申請すれば、全部に行き渡るという考え方でよろしいんですか。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

補助金のほうは優先採択ということで、特にこのものづくりサービス補助金というものの、こちらについては、非常に加点要素が大きいという説明を受けております。

ぜひ、中小企業の皆さんには補助金の活用を促していきたいと思っておりますが、補助金、それぞれ、やはり補助金の要件というものも設定されますので、今回、固定資産税の特例が使える企業が、全部が全部補助金も申請できるかというところは、また一つ一つ考えていく必要があるんじゃないのかなとは思っておりますが、できるだけ活用できるように、我々としてご支援できればとは思っております。

○川村成二委員長

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

すばらしい制度ですけれども、利用しやすさということを考えると、手続の煩雑さというのは取り除いてもらいたいと思います。

もちろん、不正な申請はいけないでしょうけれども、できるだけ利用しやすいように、これは市の独自のものでよろしいんですね。どうですか、その辺は。

○川村成二委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

固定資産税の特例については、国のほうで定めた制度の形を、我々としても踏まえてつくる必要がありますので、先ほど櫻井委員にもご説明したどういう設備投資が対象になるのかというところでの市のオリジナリティーの発揮というはあるかと思っておりますけれども、それ以外の部分は、恐らく国の定める手順に従う必要があるのではないかと考えております。

あとは、いかに使い勝手よくするのかというのは、情報をきちんとお届けするとか、相談があったときに個別にきちんと説明をして、申請書を書いたり、手続について詳しく指南させていただくというところが肝かと思っておりますので、そこは対応してまいります。

○川村成二委員長

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

今の説明で安心したんですけれども、この担当部署で誰に聞いても答えができると、そういうふうな意思の徹底というか、勉強会というか、そういうのを徹底していただいて、こういう利用者には丁寧なご案内をしていただきたいと、そう希望します。

以上です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

じゃ、1点。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職かわらせていただきます。

川村委員。

○川村成二委員

中小企業庁のこの資料の中に、課税標準を市町村の条例で定める割合を、ゼロから2分の1の範囲

ということで書かれてはいますけれども、先ほどからの説明ではゼロ条例ということで、ゼロにすることで説明があったわけですが、なぜ、ゼロにするのか。この範囲内でいいわけですね。50からゼロの間でいいんだけど、ゼロにする背景等ございましたら、説明いただきたいんですけども。

○櫻井繁行副委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

今、委員よりお話がありましたこちらの資料の真ん中、右側のポイントの3をごらんいただきたいんですが、固定資産税の特例率をゼロとした地域で補助金の優先採択を行うということになっております。したがって、自治体側としては2分の1からゼロまで選択することができるんですが、補助金の優先採択まで合わせて使おうと思いますとゼロにせざるを得ないというところがございますので、こちらの税率についてはゼロで考えていきたいと思ひますし、もし、補助金を使わなかった場合でも、投資誘発効果を今回の市の取り組みに持たせようと思ひば、やはり、思い切ってここはゼロという税率設定が必要ではないかと考えているところです。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を川村委員に戻します。

[委員長交代]

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほか、ご質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、次の議題に移ります。

その他としまして、総務部から報告したい事項があるとの申し出がありますので、発言を許します。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お疲れのところ、ありがとうございます。

実は、2月16日に開いていただきました総務委員会で、防災行政無線の発令判断システム等をござらんいただきましてご説明申し上げた際に、幾つかの指摘事項、ご質問がございました。

その内容につきまして、こちらで確認をいたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思ひます。

詳細は、廣原企画監からご説明を申し上げます。

○川村成二委員長

企画監 廣原正則君。

○企画監（廣原正則君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

申しわけありませんが、資料はございませんで、口頭での回答ということをお願いしたいと思ひます。

質問につきましては、3点ほどございました。

まず、質問の1でございますけれども、発令判断システムのアラームレベルや雨量等を示すダイダイ色、赤色等の表示につきまして、色が見えづらく、線の種類も変化を与えられないか調整をすることというご指摘がございました。

こちらについて確認をさせていただきましたところ、業者からの回答では、雨量を示す色や線の種

類変更は、現場調整では対応できないということで、装置改修が必要であるということでございます。時間と費用がかかってしまうため、モニターのコントラスト等を調整するというので、見やすくなるように対応するというのでございます。

続きまして、2点目の質問でございます。

インターネットブラウザソフトを、インターネットエクスプローラー以外に見られるようにできないかとのご質問でございます。

こちらにつきましては、業者によりますと、現在のシステムにつきましてはインターネットエクスプローラー以外には対応しておりませんが、将来、ほかのブラウザーも使用することとなった際には対応可能であるということでございます。別途費用が発生しますが、それに合わせた改修を提案したいということでございました。

続きまして、質問の3でございます。

今、接続している庁内イントラネットが切断された場合、そのバックアップ体制はどうするのかということでございます。

こちらについては、庁内イントラネットが切断された場合の霞ヶ浦庁舎放送室における親局からは、音声変換した放送が可能でございます。

また、千代田庁舎及び消防本部の遠隔制御装置からは、肉声による放送が可能でございます。

断線した場合におけるイントラネットの二重化等につきましては、現在のところ、想定しておりませんが、今後の課題であると考えております。

以上でございます。

○川村成二委員長

この件に関しては、ご報告ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ちょっと、私のほうから総務部に対して、やはりお願いしたいのは、今回話をしておわかりいただいたと思うんですけども、やはり、将来性を考えた発注方式をしないと、現状だけでよいというものではないと思いますよね。ですので、行政で将来のパソコン導入等、傾向をちゃんと踏まえた形で仕様の発注を検討する必要があったというふうに思いますので、今後の発注に生かしていただければなと思います。

あと、そのほか、防災無線のチャイムのことで、ちょっと要望が出ておりましたけれども、チャイムに対しての変更等については、何か方向性は出ておりますか。

企画監 廣原正則君。

○企画監（廣原正則君）

先日、説明させていただきました防災行政無線運用の中でのチャイムの話でございますけれども、実は、明日、霞ヶ浦地区公民館の役員さんの集まりがございまして、そのときに、またこの間と同じような形で放送を聞いていただくということを考えております。また、その後区長会の役員会がございまして、それは、実は5月ぐらいになってしまうんですが、そのときも、また同じような形で聞いていただいて、意見をいただくということで考えております。

○川村成二委員長

市民の意見をよく聞いて、後で問題が起きないように対応していただければなと思いますけれども、委員の皆様、よろしいですか、その対応の仕方で。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ちょっと時間もかかると思いますが、よろしく、対応をお願いします。
暫時休憩します。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時25分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。
次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。
閉会中の所管事務調査（案）をお手元に配布しておきました。
お諮りいたします。
本案のとおり議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることに、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのように議長宛てに申し出させていただきます。
以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、何かございますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

特にないようですので、ここでお諮りいたします。
委員会会議録の作成の件ですが、委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
以上で、本日の総務委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時25分

かすみがうら市議会委員会条例第30条の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二